

<p>金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。若しくは特定投資信託(法人税法第二十九条の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。))の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限り、租税特別措置法第九條第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く)をいう。以下この項において同じ。があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>一 剰余金の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の分配、剰余金の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に相当する金額)〇・六に相当する金額</p> <p>二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(租税特別措置法第九条第四項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配(以下この条において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。))に係るものを除く。以下この</p>	<p>る証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本条において同じ。若しくは特定投資信託(法人税法第二十九条の三イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。))の収益の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下本条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する特定目的信託をいう。以下本条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限り、租税特別措置法第九條第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く)をいう。以下本条において同じ。があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>一 利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下本条において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・八(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に相当する金額)〇・四に相当する金額</p>
<p>の別において「証券投資信託に係る配当所得」という。については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・六(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)に相当する金額)に相当する金額</p> <p>三 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・三(課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に相当する金額)に相当する金額</p> <p>二 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第五条第一項」とする。</p>	<p>の別において「証券投資信託に係る配当所得」という。については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・四(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)に相当する金額)に相当する金額</p> <p>三 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・二(課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)に相当する金額)に相当する金額</p> <p>二 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第五条第一項」とする。</p>
<p>第五節の三 削除</p> <p>第五節の四 略</p> <p>第五節の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条にお</p>	<p>第五節の三 削除</p> <p>第五節の四 略</p> <p>第五節の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条にお</p>

いて「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下この項において「平成十八年所得税法等改正法」という。)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む)、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一

項(同法第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む)若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

二 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第五条の五第一項」とする。

三 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第五条の四第八項の市町民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第七条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第七条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得

<p>及び雑所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の四・八に相当する金額</p> <p>二 略</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。(が同法第二十八条の四第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。)</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第七条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>五 附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは、「</p>	<p>及び雑所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第二号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の三に相当する金額</p> <p>二 略</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等をいう。第四項において同じ。(が同法第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。)</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第七条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>五 附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは、「</p>	<p>「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の特例)</p> <p>第八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する課税長期譲渡</p>	<p>「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p> <p>六 附則第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「除く」の額」とあるのは「除く」の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の特例)</p> <p>第八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下附則第十条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する課税長期譲渡</p>
---	---	---	--

<p>び附則第八条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>三 略</p> <p>四 附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p> <p>第九條 昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等)をいう。以下この条及び附則第十一条において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する金額</p>	<p>所得金額の合計額」とする。</p> <p>三 略</p> <p>四 附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p> <p>第九條 昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等)をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十三条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・三に相当する金額</p>	<p>二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 イ 三十二万円 ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等(前項に規定する譲渡の譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなること)が確定であると認められること)につき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>3 第一項前項において準用する場合を含む)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十五条の四まで、第三十六条から第三十七条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで又は第三十七条の九の二又は第三十七条の九の四までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等(前項に規定する確定優良住宅地等)予定地等のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 略</p> <p>第十條 (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例) 第十條 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第八</p>	<p>二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 イ 二十六万円 ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等(前項に規定する譲渡の譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなること)が確定であると認められること)につき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>3 第一項前項において準用する場合を含む)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十五条の四まで、第三十六条から第三十七条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等(前項に規定する確定優良住宅地等)予定地等のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 略</p> <p>第十條 (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例) 第十條 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第八</p>
---	--	---	--

条第一項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合  
当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する金額
- 二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合に掲げる金額の合計額  
イ 九十六万円  
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

2 略

(短期譲渡所得に係る県民税の特例)  
 第十一条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額)同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項第一号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の百分の三・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

条第一項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合  
当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・三に相当する金額
- 二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合に掲げる金額の合計額  
イ 七十八万円  
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

2 略

(短期譲渡所得に係る県民税の特例)  
 第十一条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額)同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第八条第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の百分の三に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項中「百分の三・六」とあるのは、「百分の二」とする。

4) 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

「第三十二条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

「第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

三 附則第二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)  
 第十二条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額

号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」とする。

4) 附則第八条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。この場合において、同条第三項中「附則第八条第一項」とあるのは、「附則第十一条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは、「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)  
 第十二条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等(以下本項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号第一條第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において株

等譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一

等譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一

<p>に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び次条第一項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第一号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</p>	<p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。</p>	<p>31 租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。</p>
<p>式等に係る譲渡所得等」という。)については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額株式等に係る譲渡所得等の金額(第七項第二号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</p>	<p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第二十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>31 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第二十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。</p>
<p>41 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 一及び二略 三 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p>	<p>四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p>	<p>41 租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。</p>
<p>61 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十五条の三の規定による申告書その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三十五条の四第一項の確定申告書を含む。)に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>71 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 一及び二略 三 第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の三中「同条第十五項」とあるのは「附則第十一条の二第六項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p>	<p>四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。</p>
<p>51 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するも</p>	<p>五 附則第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所</p>	<p>51 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するも</p>